

択一式トレーニング問題集の使い方

1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト^{※1}に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

2 仕様

〔1〕出題問題

科目別講義テキスト^{※1}の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

〔2〕出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしていません。

〔3〕表示の意味

左 問題ページ

① 問題番号

② 出題元：令0701B…令和7年試験問題の問1Bの問題であることを示します。
○R…オリジナル問題であることを示します。

③ {新}：直近の本試験問題

④ チェック欄：チェック欄は、問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

☆：科目別講義テキスト^{※2}の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

⑤

改正：今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

第3節 労働基準

① ② ③ ④ ⑤

問題 025 令0701B ☆ 改正

労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。

問題 026 令0301A ☆

労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

問題 027 平2505C

労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。

問題 028 平2101A

使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならないが、使用者よりも経済的に弱い立場にある労働者についてはこのような義務を定めた規定はない。

11 第1章 総則

第3節 労働基準

⑥

解答 025 × S63.3.14基発150 / P.13 社労士24P5▼

労働条件とは、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件すべてを含む労働者の一切の待遇をいう。

解答 026 ○ S22.9.13発17 / P.13 社労士24P5▼

記述の通り正しい。

7 解説 【労働基準法第1条第2項】
労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

解答 027 ○ 法2条 / P.14 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

解答 028 × 法2条 / P.14 社労士24P6▼

本敗の義務は、労働者にも課せられる。

解説 【労働基準法第2条第2項】
「労働者及び使用者」は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

総則 第1章 12

右ページ

右 解答・解説ページ

⑥ 科目別講義テキスト^{※2}と社労士24レクチャーテキスト^{※2}の参照ページを示します。

⑦ +Q：問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

3 択一式トレーニング問題集の使い方

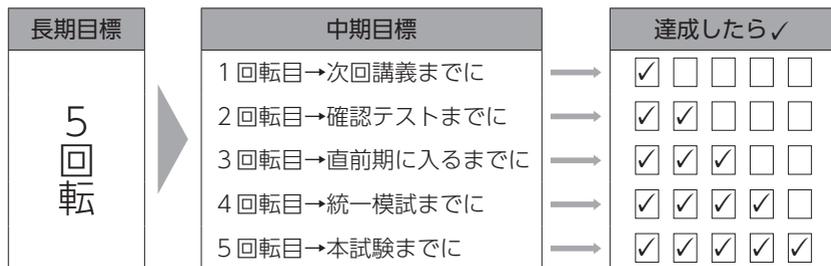
〔1〕問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

〔2〕回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く（回転させる）ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか（長期目標）、各回転をいつまでにするか（中期目標）を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか（短期目標）を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかって便利です。

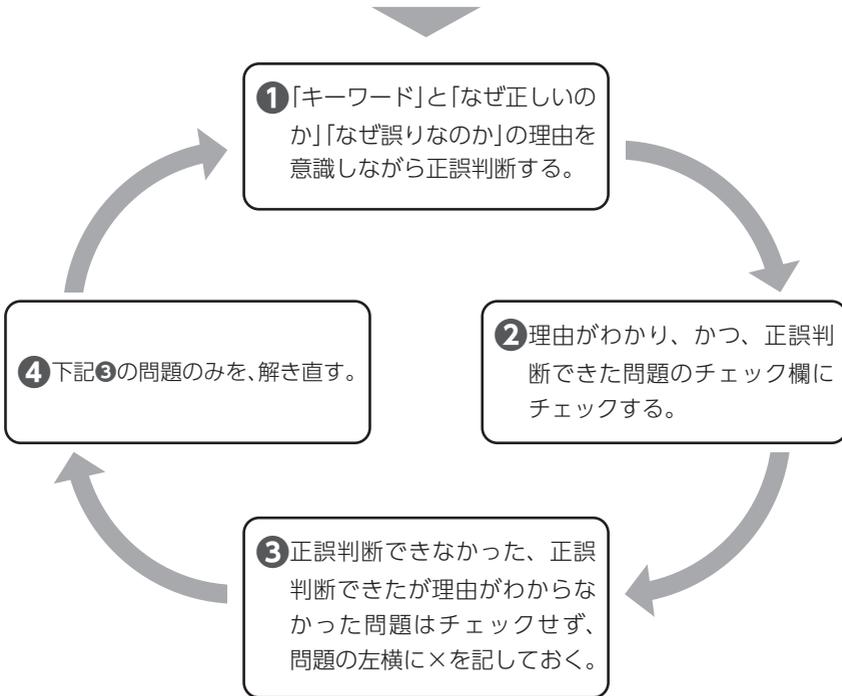
《例》長期目標を5回転とした場合



〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にしてください。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

4 よくある質問

〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収録されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

学習内容

第1章 総 則

第2章 保険関係

第3章 労働保険料

第4章 労働保険料の申告・納付

第5章 労働保険事務組合

第6章 不服申立て・時効その他

学習範囲

※資格の大原社会保険労務士講座受講生の学習範囲です。

社労士合格コース/社労士経験者合格コース/社労士速修合格コース

上記コースの各回の講義に対応した、「トレーニング問題集学習範囲」につきましては、別紙にてご案内いたします。

社労士24

章	問題集学習範囲	章	問題集学習範囲
1	問題001～問題009	8	問題148～問題159
2	問題010～問題030	9	問題160～問題175
3	問題031～問題066	10	問題176～問題184
4	問題067～問題093	11	問題185～問題196
5	問題094～問題127	12	問題197～問題221
6	問題128～問題137	13	問題222～問題239
7	問題138～問題147		

第2節 総 則

問題 001 雇令0208D

労働保険徴収法は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めている。

問題 002 災平2908E

住居の利益は、住居施設等が無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。

問題 003 雇令0110C

労働保険徴収法第2条第2項の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、労働保険徴収法施行規則第3条により「食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるところによる」とされている。

問題 004 雇令0510A

労働保険徴収法における「賃金」のうち、食事、被服及び住居の利益の評価に関し必要な事項は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定めることとされている。

問題 005 O R

労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入しない。

第2節 総 則

解答 001 ○ 法1条 / P2 社労士24P2▼

記述の通り正しい。

解答 002 ○ 則3条 / P3 社労士24P一▼

住居の利益は、賃金になり得るが、住居施設等は無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。

解答 003 ○ 則3条 / P3 社労士24P3▼

記述の通り正しい。

解答 004 × 法2条 / P3 社労士24P3▼

賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、「厚生労働大臣」が定める。

解答 005 × H15.10.1基徴発1001001 / P4 社労士24P3▼

本肢の場合、労働の対償としての性格が明確であり、労働者の通常の生計にあてられる経常的な収入としての意義を有するので、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に「算入する」。

問題 006 O R

遡って昇給が決定し、個々人に対する昇給額が未決定のまま離職した場合において、離職後支払われる昇給差額については、賃金として取り扱うことはできない。

問題 007 災平2908C

労働者が賃金締切日前に死亡したため支払われていない賃金に対する保険料は、徴収しない。

問題 008 O R

労働者の退職後の生活保障や在職中の死亡保障を行うことを目的として事業主が労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、会社が当該保険の保険料を全額負担した場合の当該保険料は、賃金として認められる。

問題 009 O R

労働保険徴収法における「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）であり、労働基準法第26条に定める休業手当及び同法第20条に定めるいわゆる解雇予告手当は賃金に含まれる。

解答 006 × S32.12.27失保収652 / P4 社労士24P3▼

遑って昇給が決定し、個々人に対する昇給額が未決定のまま離職した場合において、離職後支払われる昇給差額については、個々人に対して昇給をすること及びその計算方法が決定しており、ただその計算の結果が離職時までにはまだ算出されていないというものであるならば、事業主としては支払義務が確定したものとなるから、「賃金として取り扱われる」。

解答 007 × S32.12.27失保収652 / P4 社労士24P4▼

労働者の賃金債権は、債務の履行としての労働の提供を行ったときに発生するものであり、被保険者が死亡した場合、死亡前の労働の対償としての賃金の支払義務は死亡時に確立しているから、当該賃金に対する保険料を徴収するものとする。

解答 008 × S30.3.31基災収1239 / P5 社労士24P3▼

本肢の保険料は、「賃金とは認められない」。

**解答 009 × 法2条、S25.4.10基収950、S23.8.18基収2520
/ P5 社労士24P3▼**

労働基準法第26条に定める「休業手当は賃金に含まれる」が、同法第20条に定めるいわゆる「解雇予告手当は賃金に含まれない」。

第1節 保険関係と事業の種類

問題 010 雇平2608 B

労働保険徴収法は、労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業については、労災保険と雇用保険とで適用労働者の範囲が異なるため、両保険ごとに別個の事業とみなして同法を適用することとしている。

問題 011 雇令0608 B

都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業については、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係の双方を一の事業についての労働保険の保険関係として取り扱い、一般保険料の算定、納付等の手続を一元的に処理する事業として定められている。

問題 012 災平2408 E

労働保険徴収法第39条第1項においては、「国、都道府県及び市町村の行う事業その他厚生労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。」とされている。

第1節 保険関係と事業の種類

解答 010 ○ 法39条、則70条／P11 社労士24P6▼

記述の通り正しい。



【二元適用事業に該当する事業】

- ア 都道府県及び市町村の行う事業
- イ 上記アに準ずるものの行う事業
- ウ 農林、水産（船員が雇用される事業を除く。）、畜産又は養蚕の事業
- エ 建設の事業
- オ 港湾労働法の適用される港湾における港湾運送の行為を行う事業

解答 011 × 法39条、則70条／P11 社労士24P6▼

都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業については、「二元適用事業」に該当する。

解答 012 × 法39条、則70条／P11 社労士24P6▼

国の行う事業は、事業そのものについて労災保険法の適用が除外されており、労災保険に係る保険関係が成立する余地がないため、二元適用事業とはされない。

第2節 保険関係の成立

問題 013 O R

労災保険の適用事業の事業主については、その事業が開始された日の翌日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

問題 014 雇令0608A

雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が雇用保険法第5条第1項の適用事業に該当するに至った場合は、その該当するに至った日から10日以内に労働保険徴収法第4条の2に規定する保険関係成立届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

問題 015 O R

建設の有期事業を行う事業主は、当該事業に係る労災保険の保険関係が成立した場合には、その成立した日の翌日から起算して20日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第2節 保険関係の成立

解答 013 × 法3条／P12 社労士24P7▼

労災保険の適用事業の事業主については、その事業が開始された「日」に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

解答 014 × 法4条、附則3条／P12 社労士24P7▼

雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が適用事業に該当するに至ったときは、「その日に雇用保険に係る保険関係が成立する」。

解答 015 × 法4条の2、則4条／P12 社労士24P7▼

労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から「10日」以内（民法の規定により翌日起算）に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

問題 016 O R

一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものに関する保険関係成立届の提出先は、所轄労働基準監督署長である。

問題 017 雇令0701C **新**

雇用保険法附則第2条第1項に定める任意適用事業については、事業主が任意加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった場合、当該認可の翌日にその事業の雇用保険に係る保険関係が成立する。

問題 018 災平2708A

農業の事業で、労働者を常時4人使用する民間の個人事業主は、使用する労働者2名の同意があるときには、労災保険の任意加入の申請をしなければならない。

問題 019 雇令0410A

雇用保険法第6条に該当する者を含まない4人の労働者を雇用する民間の個人経営による農林水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）において、当該事業の労働者のうち2人が雇用保険の加入を希望した場合、事業主は任意加入の申請をし、認可があったときに、当該事業に雇用される者全員につき雇用保険に加入することとなっている。

解答 016 × 則 1 条 / P 12・13 社労士24P7▼

本肢の場合、提出先は「所轄公共職業安定所長」である。



【一元適用事業】

→労働保険事務組合への事務処理委託「有」→所轄公共職業安定所長
→労働保険事務組合への事務処理委託「無」→所轄労働基準監督署長
※雇用保険に係る保険関係のみが成立している場合は、所轄公共職業安定所長。

【二元適用事業】

※労働保険事務組合への事務処理委託の有無を問わない。
→雇用保険に係るもの→所轄公共職業安定所長
→労災保険に係るもの→所轄労働基準監督署長

解答 017 × 法附則 2 条 / P 13 社労士24P7▼

本肢の場合、当該認可があった「日」にその事業の雇用保険に係る保険関係が成立する。

解答 018 × 整備法 5 条 / P 14 社労士24P7▼

労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の「過半数（本肢の場合、3名以上。）が希望」するときは、労災保険の任意加入の申請をしなければならない。

解答 019 ○ 法附則 2 条 / P 14 社労士24P7▼

記述の通り正しい。

問題 020 雇令0410B

雇用保険の適用事業に該当する事業が、事業内容の変更、使用労働者の減少、経営組織の変更等により、雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、自動的に雇用保険の任意加入の認可があったものとみなされ、事業主は雇用保険の任意加入に係る申請書を所轄公共職業安定所長を経由して所轄都道府県労働局長に改めて提出することとされている。

問題 021 雇令0608C

保険関係が成立している事業の事業主は、事業主の氏名又は名称及び住所に変更があったときは、変更を生じた日の翌日から起算して10日以内に、労働保険徴収法施行規則第5条第2項に規定する事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。

問題 022 災平2909D ☆

労働保険の保険関係が成立している事業の法人事業主は、その代表取締役に変更があった場合には、その氏名について変更届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

解答 020 × 法附則2条、則附則2条／P15 社労士24P8▼

本肢の場合、任意加入に係る申請書を提出することを要しない。

解答 021 ○ 法4条の2、則5条／P16 社労士24P8▼

記述の通り正しい。

解答 022 × 則5条／P16 社労士24P8▼

法人の代表取締役に変動があった場合は、変更届の対象になっていない。

+α 【変更事項の届出】

下記の事項に変更があったとき、保険関係の成立している事業の事業主は、変更を生じた日の翌日から起算して10日以内に所轄公共職業安定所長又は所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

- ① 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 事業の名称
- ③ 事業の行われる場所
- ④ 事業の種類
- ⑤ 有期事業にあつては、事業の予定される期間